個別避難計画に関する取り組みについて

１　個別避難計画の作成に至るまでの背景

令和元年台風１９号等による災害状況等により、避難行動要支援者に対する制度面における改善の方向性が国のガイドラインにより示されました。これらを踏まえて、名簿を活用した避難支援を**より実効性のあるもの**とするため、災害対策基本法が令和３年５月に一部改正が行われ、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されました。

個別避難計画の作成にあたっては、福祉専門職による市町村の優先的な支援の取組と並行して、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織が記入する計画づくりを進めることが適当であるとされております。

避難行動要支援者名簿と個別避難計画の比較

成 果 物	避難行動要支援者名簿	個別避難計画
目　　的	名簿提供による平常時からの情報の共有	１人１人それぞれの避難計画作成による避難の実効性の向上
法定要件	要支援者の氏名、住所、避難支援を必要とする理由、支援内容、連絡先等	左記のほか、 避難支援等実施者の氏名等、避難場所、避難経路、避難時に配慮する事項等

２　個別避難計画の作成における課題について

課題としては、主となる作成者の決定、作成における優先対象者の検討、要支援者の関係者への調整、避難支援等実施者の決定などがあげられます。

３　個別避難計画作成における令和７年度の取組について

令和７年度については、先行して着手してまいりました辻堂地区における手法を基に、さらに作成地区を拡大し、１９００件程度の個別避難計画の作成目指してまいりたいと考えております。

その過程において、個別避難計画作成における、自治会、藤沢市防災組織連絡協議会（自主防災組織）、藤沢市民生委員児童委員協議会（民生委員児童委員）、ケアマネジャー等福祉専門員が所属する福祉事業所等といった関係団体との役割分担の調整、負担度の検証等を実施予定です。

また、本人・家族以外の福祉専門職や、自治会・町内会・自主防災組織などの団体による個別避難計画作成の取組に対しては、新規作成１件あたり７０００円の手数料をお支払いいたします。

以　　上

災害に備えましょう！

いざという時のために、まずは、日頃から非常時の持出品や備蓄品を用意しておくことが大切です！

防災備蓄品 ▶

備蓄品は、できれば７日分を準備しましょう！
難しいようであれば、まずは３日分を準備！

食料
- □ 乾パン・缶詰などの非常食
- □ マグカップ・紙皿
- □ 食品用ラップ
- □ ペットボトルの水・給水容器

衣類
- □ 下着・防寒着
- □ 雨具・軍手・運動靴

医薬品 衛生用品
- □ 持病の薬・常備薬
- □ お薬手帳
- □ 簡易トイレ
- □ マスク
- □ 体温計
- □ 消毒液

その他
- □ 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池
- □ 携帯電話の充電器・貴重品（通帳、現金）

日頃からの準備・確認
- □ 災害用伝言ダイヤル 171
- □ 家族の連絡先の確認
- □ カセットコンロ・ガスボンベ
- □ お風呂に水をためておく

『**防災備蓄品**』のうち、これらのものは、『**非常用持出品**』として、1日～ 2日分をリュックサックに入れ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう！

ふじキュン♡

次のことについても注意しておきましょう！

持病のある方は、必要な薬のリストを作っておきましょう。

避難時の移動に備えて、杖・車椅子など必要なものはすぐに使用できるように準備しておきましょう。

老眼鏡や補聴器など、日常生活に必要なものは普段から身の回りに置いておきましょう。

女性用品・乳幼児用品・介護用品など事前に準備しておきましょう。

※本リーフレットの問い合わせ先　藤沢市災害対策課　0466-25-1111（内線 2432）
2023年（令和5年）3月 第7版

ふじさわ防災ナビ 避難行動要支援者編 リーフレット

このリーフレットは、災害発生時に支援を必要とする方を対象に作成したリーフレットです。

■この取組は…

災害発生時に、特に支援が必要となる方《高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など》が掲載された名簿を、自治会・町内会や自主防災組織へ事前に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。

■避難行動要支援者とは…

高齢者
- ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- ねたきり高齢者（65歳以上）
- 高齢者のみ世帯（75歳以上）

※施設へ入所・病院へ入院されている方は除きます。
※対象者の詳細については別冊の**ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～**をご覧いただくか危機管理課へお問い合わせください。

障がい者
- 身体・知的・精神等の障がいまたは難病等のある方

※対象となる方について、障がい者手帳の等級など条件があります

要介護者

介護保険要介護３以上の方

■制度のしくみ

※なお、避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として行っていただくものであり、法的責任や義務を負うものではありません。

日頃からの準備と近所付き合いがあなたの命を守ります！

災害発生

まずは自分と家族の安全確認

避難開始　　避難生活　　生活再建

地震

津波の危険がある場合は、できるだけ遠く、できるだけ高い場所に避難しましょう。あらかじめ、津波避難ビルなどのなるべく高く避難できる場所を確認しておきましょう。

倒壊の危険あり

一時避難場所

自宅に倒壊などの恐れがある場合は、ガスの元栓・電気のブレーカーを確認し、まずは、一時避難場所へ向かいましょう。

「一時避難場所」はどこですか？

▼

一時避難場所へ集まった方を中心に、お互いの助け合いにより安否確認が行われます。

大火災発生

指定緊急避難場所（大規模火災）

大きな火災の危険が迫っている場合に避難する場所です。

「指定緊急避難場所（大規模火災）」はどこですか？

▼

自宅へ戻ることが難しい場合は、指定避難所へ

自宅が安全なら

自宅（在宅避難）

自宅が安全な場合や移動が困難な場合は、自宅にとどまり、自治会で決められた「安否確認行動」（タオルや旗を掲げるなど）を取りましょう。

災害発生時にこそ、日頃からの近所付き合いが生かされます！
ぜひ、自治会・町内会へ加入しましょう！

ふじキュン♡

直接、各指定避難所へ向かうように決めている自治会もあります。

風水害

ハザードマップで確認して、自宅が危険な場合

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）

風水害時、災害の危険から一時的・緊急的に避難する場所です。

「指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）」はどこですか？

▼

福祉避難所（一次）（市民センター）

指定避難所での生活が困難な方が、高齢者・障がい者施設（福祉避難所（二次））へ移るまでの一時的な避難施設です。各市民センターに開設されます。

「福祉避難所（一次）」はどこですか？

▼

特に支援を必要とする方

指定避難所

自宅が被災し、生活が困難な場合は、小・中学校などの指定避難所へ避難します。事前に確認しておきましょう。

※自宅の被害が少なく、避難生活を必要としない方についても、物資が不足した場合は、指定避難所で受け取ることができます。そのような場合は、各指定避難所で在宅被災者の登録をしましょう。

「指定避難所」はどこですか？

▼

自宅での生活

避難の流れは、お住まいの地域や自治会によって異なる場合があります。
各地区や自治会の防災訓練・避難訓練に参加し、避難の流れなどを把握しておきましょう。